

Round Type and Satellite Type Resource Rooms for Children : Effort of Okayama Prefecture, Hyogo Prefecture, and Nagano Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大塚, 玲, 山元, 薫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026372

巡回指導およびサテライト方式による通級による指導

—岡山県，兵庫県，長野県の取り組み—

大塚 玲

山元 薫

(静岡大学教育学研究科) (静岡大学教育学部)

Round Type and Satellite Type Resource Rooms for Children

Effort of Okayama Prefecture, Hyogo Prefecture, and Nagano Prefecture

Akira OTSUKA Kaoru YAMAMOTO

Abstract

This research reports effort of Okayama Prefecture, Hyogo Prefecture, and Nagano Prefecture. Especially, this report is about round type and satellite type resource rooms for children with developmental disabilities, which became clear from data and an interview. A process and the present condition also became clear in this investigation. Furthermore, we considered the desirable resource rooms for children with developmental disabilities of the area by clarifying a result and a problem.

キーワード 通級による指導 発達障害 巡回指導 サテライト方式

I. はじめに

2012年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告された。そこでは、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるようにすることなどを提言している。

では、インクルーシブ教育システムの構築を推進していくためには、具体的に何をどのように整備していけばいいのか。このことについて、国立特別支援教育総合研究所では2013年に「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」を報告している。この研究では、インクルーシブ教育において示された新たな概念である「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の観点に沿って、障害のある児童生徒への望ましい配慮や指導方法等の実践例を提示している。通常学級における発達障害のある児童生徒に対する合理的配慮の実践では、通級による指導が重要な役割を担っており、それには3つの重要なポイントがあると指摘している。1つ目は、通常学級のみでの学校では対応に限界があることである。校内に通級指導教室があれば、LD等の児童生徒に対し、その認知特性を考慮した指導方針を立てることは比較的容易であるが、それが無い場合は、個のニーズに応じた合理的配慮を十分に提供することが困難になる。2つ目は、通級指導教室との連携協力によって、通常学級では特別支援教育にかかわる知見を迅速に共有でき、より充実した合理的配慮の実践が可能になることである。3つ目は、発達障害のある児

童生徒の指導においては、自立活動だけでなく、教科の補充指導に対するニーズが高く、それが効果的に機能することである。通級指導教室が校内にあれば、教科の補充指導を積極的に実施するための枠組みや環境を整えることができる。さらにこの研究では、基礎的な環境整備、なかでも「専門性のある教員」「個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導」が十分に整っておらず、結果として特別支援教育に関するリソースが少ない学校にとって、児童生徒の実態把握をどう解釈し、専門的な指導・支援にスピーディに、フットワーク軽くつなげていくかが、今後の大きな課題であると述べている。

このようにインクルーシブ教育システムの構築を推進するためには、専門性をもった教員が身近に存在し、必要に応じて通常学級の担任に助言したり、協働で児童生徒に支援できるような仕組みを整備していくことが重要な鍵となる。その役割を期待されているのが通級指導教室と担当教員である。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2018)が作成した「特別支援教育資料(平成29年度)」によると、2017年5月1日現在、通級による指導を受けている小学生は96,996人、中学生は11,950人、合わせて108,946人であった。このうち、LD、ADHD、自閉症を対象にした通級指導教室に通う小学生は45,508人であり、通級による指導を受けている小学生の46.9%を占めている。それに対して同様の障害を対象にした通級指導教室に通う中学生は8,739人であり、通級による指導を受けている生徒の73.1%を占めている。情緒障害を対象とした通級指導教室にも自閉症などの発達障害のある児童生徒が指導を受けている実態を考慮すると、さらに多くの発達障害のある児童生徒

が通級による指導を受けていると推測される。また、LDとADHDが新たに通級による指導の対象となった2006年度に指導を受けたLDの小学生は1,195人、中学生156人、ADHDの小学生は1,471人、中学生160人、自閉症の小学生は3,562人、中学生350人で、この3障害を合わせた数は小学生6,228人、中学生666人であった（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課,2007）。すなわち、2006年度に比べて2017年度に通級による指導を受けた自閉症などの発達障害のある小学生の数は7.3倍に、中学生は18.0倍にも増加しており、発達障害のある児童生徒に対する通級による指導へのニーズの高まりが認められる。

国立特別支援教育総合研究所（2016）は全国の市町村教育委員会を対象に、発達障害の児童生徒に対する通級による指導に関する実態調査を実施した。それによると回答のあった1,232の市町村のうちの76.5%が「通級指導教室が発達障害のある児童生徒の指導の場として有効に活用されている」と答えている。課題として最も多くあげられていたのは「必要とする児童生徒に見合う通級指導教室の新設及び増設」であり、32.2%の市町村は通級指導教室を設置していなかった。未設置の市町村の58.2%は「必要だが現在は設置していない」と回答しており、「児童生徒の人数が設置相当数に満たない」「通級指導教室への交通手段が不十分なことや保護者による送迎ができないなど他校通級が困難である」ことをその理由としてあげている。

このように、発達障害のある児童生徒を対象とした通級指導教室は年々増えてはいるものの、そのニーズに見合うだけの通級指導教室や担当教員の配置がなされていない現状があり、特に中学校における整備の遅れは顕著である。さらに、通級指導教室の設置状況に地域格差があり、通級による指導を必要としても、自校に通級指導教室がないために保護者の送迎等の関係であきらめざるを得ない児童生徒の存在や、居住している自治体に通級指導教室がないため指導を受けることができない児童生徒の存在が大きな課題となっている。

こうした問題を解決するための有効な方策の一つとして、担当教員が対象となる児童生徒の在籍校に出向いて指導する巡回指導やサテライト方式がある（国立特別支援教育総合研究所，2016；大塚・村上,2015；大塚・大川・清水・石川，2017）。サテライト方式とは、担当教員が本務校である通級指導教室設置校とは別の学校等（以下、サテライト校とする）に定期的に出向き、指導を行う形態である。サテライト方式は、担当教員が児童生徒の在籍校に出向いて指導するという点では巡回指導と似ている。しかし、サテライト校で指導するのはサテライト校に在籍する児童生徒だけでなく、他校の児童生徒も対象となる。サテライト校は通級指導教室の第2の拠点となるという点で、巡回

指導とは異なる（大塚・村上,2015）。

しかしながら、巡回指導やサテライト方式による通級による指導については、ある特定の自治体や通級指導教室における取り組みについての報告がいくつかみられる程度であり（例えば、大塚・村上,2015；大塚・大川・清水・石川，2017；杉瀬・川崎，2014），全国を俯瞰した研究や報告はなされていない。そのため、巡回指導やサテライト方式での通級による指導がさまざまな自治体によってどのように実施され、どのような成果や課題があるのか、十分明らかにされていない。そこで本研究では、発達障害の児童生徒を対象とした巡回指導あるいはサテライト方式による通級による指導を実施している岡山県と兵庫県、長野県を取り上げ、その仕組みや成果と課題を整理し、地域における通級による指導の望ましい在り方について考察する。

Ⅱ. 方法

(1) 調査対象

巡回指導またはサテライト方式による通級による指導を行っているとの情報が得られた都道府県のうち、岡山県、兵庫県、長野県を対象に調査を行った。具体的には、岡山県、岡山市、倉敷市、兵庫県、尼崎市、長野県、上田市、東御市の各教育委員会指導主事と倉敷市立東中学校担当教員である。

(2) 調査手続き

はじめに、上記の各教育委員会及び中学校に個別に電話をかけ、研究の趣旨を説明し、内諾を得た。その後、事前に各教育委員会の特別支援教育主管課長等に質問紙と訪問調査の依頼文を郵送し、その質問項目に沿って聞き取り調査を実施した。その際、聞き取りを通じて得た情報を公開する場合は、当該教育委員会からあらかじめ了解を得る旨も伝えた。聞き取り調査の時間は1時間程度であった。聞き取り調査は2018年10月から11月にかけて行った。

(3) 調査項目

県教育委員会指導主事に対する調査項目は大きく以下の3つに大別できる。①特別支援教育への取り組み、②通級による指導、③連携についてである。市教育委員会指導主事に対する調査項目は以下の10項目である。①指導形態、②児童生徒数、③学校数、④教員数、⑤教室の設置、⑥指導の頻度、⑦巡回指導あるいはサテライト方式での指導実施の理由、⑧巡回指導あるいはサテライト方式の成果、⑨巡回指導あるいはサテライト方式の課題、⑩通級による指導の課題についてである。通級設置校担当教員に対する調査項目は以下の4項目である。①対象生徒数、②指導内容、③連携、④サテライト方式の成果と課題についてである。

Ⅲ. 結果

(1) 岡山県の取り組み

1) 岡山県の通級による指導等の概要

岡山県は、面積が 7114 km²、人口は約 192 万人である。「特別支援教育資料（平成 29 年度）」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，2018）および「平成 29 年度学校基本調査」（文部科学省，2018）を基に、わが国の小学生のうち通級による指導を受けている児童の割合を算出すると 1.50%であり、中学生は 0.36%である。それに対して、岡山県の小学生で通級による指導を受けている児童の割合は 1.90%，中学生は 0.18%である。すなわち 2017 年度、岡山県は通級による指導を受けている小学生の割合は全国平均よりも高いが、中学生は全国平均の半数程度であった。

岡山県には情緒障害、言語障害、聴覚障害の通級指導教室が設置されている。情緒障害通級指導教室では、場面緘黙等の情緒障害に加えて、自閉症や LD、ADHD の発達障害の児童生徒も指導を受けている。

「平成 30 年度岡山県の特別支援教育」（岡山県教育委員会，2018）によると、2018 年 5 月 1 日現在で、小学校には情緒障害の通級指導教室が 56 教室、言語障害の通級指導教室が 40 教室、聴覚障害の通級指導教室が 1 教室設置されている。一方、中学校に通級指導教室が設置されているのは、岡山市、倉敷市、津山市の 3 市で、情緒障害通級指導教室の 7 教室のみである。通級による指導を受けている児童生徒数は、小学校の情緒障害通級指導教室が 1230 人、言語障害通級指導教室が 800 人、聴覚障害通級指導教室が 14 人、中学校の情緒障害通級指導教室が 110 人である。

岡山県では、限られた教室数で広域をカバーするための方策としてサテライト方式による通級による指導が行われている。サテライト方式の実施は、各市町村の判断で行っているが、サテライト校設置の際に、担当教員がどの学校とどの学校で兼務するかについては、県と相談のうえで決定している。市町をまたいで兼務するケースもあり、その場合は、当該市町で協定を結ぶ、あるいは兼務校での勤務日数を教育事務所を通じて決定している。

2) 岡山市の通級による指導の仕組み

岡山市は、面積約 790 km²、人口約 72 万人である。2009 年に政令指定都市となった。2018 年度は、小学校に情緒障害通級指導教室を 9 校（15 教室）、言語障害通級指導教室を 4 校（7 教室）、中学校に情緒障害通級指導教室を 2 校（2 教室）設置している。さらに、通級指導教室設置校とは別に地域拠点教室を設置している。地域拠点教室は、いわゆるサテライト教室のことで、通級指導教室設置校の担当教員が地域拠点教室に出向いて指導を行う。岡山市における各区の通級指導教室設置校と地域拠点教室は表 1 の通りである（岡山市教育委員会，2018）。

表 1 岡山市の通級指導教室設置校と地域拠点教室

	区	学校名	教員数	
情緒障害	中区	小	財田小学校	1
			旭東小学校	1
			幡多小学校	1
	東区	小	西大寺小学校	2
		中	上道中学校	地域拠点教室
	南区	小	福島小学校	3
			七区小学校	1
		中	福浜中学校	1
			興除中学校	地域拠点教室
	北区	小	御野小学校	1
桃丘小学校			2	
石井小学校			3	
	中	石井中学校	2	
言語障害	中区	小		
	東区	小	西大寺小学校	1
	南区	小	七区小学校	地域拠点教室
	北区	小	御野小学校	1
			桃丘小学校	1
			石井小学校	4

小学校の言語障害を対象にした通級による指導では、岡山市立石井小学校が中心になっており、担当教員を 4 人配置している。この 4 人が岡山市立七区小学校に設置されている地域拠点教室でも指導を行っている。七区小学校で指導する日は曜日で決まっており、担当教員には兼務発令を出しており、全日、七区小学校で勤務している。七区小学校の地域拠点教室では、自校の児童だけでなく、他校通級の児童もおり、サテライト方式の形態といえる。

中学校は、情緒障害の地域拠点教室を 2 校に 2 教室設置している。岡山市立石井中学校が岡山市の中学校の通級の中心的な役割を担っており、同校の担当教員 2 人のうち 1 人が、岡山市立上道中学校の地域拠点教室で、もう 1 人が岡山市立興除中学校で指導を行っている。小学校と同様、担当教員に兼務発令を出しており、週に 1 日、決まった曜日に地域拠点教室設置校に勤務している。

小学校の情緒障害を対象にした通級による指導は、希望児童数の増加により、現状の担当教員だけでは対応しきれない学校も出てきている。そのため、対象の児童が比較的少ない学校の教員が、児童数の多い学校にある曜日だけ出向いて指導を行っているケースもある。この場合も地域拠点教室の場合と同様に兼務発令を出している。

地域拠点教室の決定については、岡山市全体をできる限りカバーできるように、地域性や通級希望人数を考慮の上、年度ごとに設置について判断している。

サテライト方式による通級による指導を行っている理由として岡山市教育委員会は、「児童生徒や保護者の移動による負担軽減のため」「保護者の送迎が困難な児童生徒が通級による指導を受けられるようにするため」「移動時間の軽減により学習時間を保障するため」「常設にした場合、週5日利用するだけの児童生徒数に達しないから」という理由をあげた。

サテライト方式の成果としては、「児童生徒や保護者の負担が軽減された」「他の児童生徒への指導・支援・相談ができるようになった」「児童生徒の在籍校において、通級による指導に対する理解が広まった」

「児童生徒の在籍校において、特別支援教育に対する理解が深まった」「多くの地域を少ない教員数でカバーできるようになった」という点をあげた。

サテライト方式の課題としては、「準備や移動時間等、担当教員の負担が大きい」「担当教員の勤務形態が複雑になる」「サテライト方式による通級による指導が周知されていない」という点をあげた。

通級による指導全体の課題としては、「児童生徒数に対する教員数の不足」「担当教員の専門性の向上」という課題をあげた。さらに、学校に新設を依頼する際に、空き教室がない場合があるという設備面の課題もあるとした。また、今後の通級指導教室増設を見据えると、担当教員の育成も課題となってくる。新しく通級による指導の担当になった教員を経験豊富な教員がいる学校に配置し、校内で通級による指導のノウハウを学べるような体制が理想である。しかし増設のペースに教員の育成が追いついていかないことが予想されるため、体制の整備には課題があるとのことであった。

3) 倉敷市の通級による指導の仕組み

倉敷市は、面積 355 ㎢、人口約 48 万人の岡山県南部に位置する中核市である。2018 年度は、小学校 5 校に情緒障害通級指導教室を、6 校に言語障害通級指導教室を設置している（倉敷市教育委員会、2018）。また、岡山県立岡山豊学校が倉敷市立老松小学校内に難聴通級指導教室（サテライト教室）を設置している。

小学校の通級指導教室は倉敷地区に 2 校、水島地区、児島地区、玉島地区、船穂・真備地区の各地区に 1 校ずつ設置している（表 2）。船穂・真備地区の倉敷市立箭田小学校は言語障害通級指導教室だけであるが、その他の小学校には情緒障害と言語障害の通級指導教室を設置している。ただし、箭田小学校では言語障害通級指導教室において情緒障害の児童（自閉症や LD、ADHD の児童を含む）の指導・相談も行っている。またこれらの小学校 6 校の中には、就学前の幼児を対象とした幼児指導教室も置かれている。

小学校では担当教員による巡回指導は行っていないため、設置校に在籍していない児童は他校通級となる。そのため、自校通級より他校通級のほうが多い。

表 2 倉敷市の通級指導教室設置状況

地区	学校名		言語	情緒
倉敷	小	倉敷東小学校	○	○
	小	大高小学校	○	○
	中	東中学校	△	○
水島	小	第五福田小学校	○	○
	中	水島中学校	△	サテライト
児島	小	味野小学校	○	○
	中	味野中学校	△	サテライト
玉島	小	玉島小学校	○	○
	中	玉島西中学校	△	サテライト
船穂・真備	小	箭田小学校	○	△
	中	真備東中学校	△	サテライト

中学校は、2007 年度より倉敷地区に位置する倉敷市立東中学校に情緒障害通級指導教室が設置されている。倉敷市における中学校の通級指導教室はこの東中学校 1 校のみであるが、水島地区、児島地区、玉島地区、船穂・真備地区の各地区に 1 校ずつサテライト教室が設置されている（表 2）。東中学校には担当教員が 4 人（うち 1 人は非常勤講師）配置されており、分担して各地区のサテライト教室に出向き、指導を行っている。例えば 2018 年度、水島中学校では火・水・木曜日に、味野中学校では火・木曜日に、玉島西中学校と真備東中学校では水曜日に指導を行っている。担当教員には兼務発令を出しており、サテライト教室で指導する日は、その学校で 1 日勤務する。サテライト教室では、自校通級の生徒だけでなく、他校の生徒も指導を受けに来ている。他校通級の場合は、保護者による送迎、あるいは自転車等で教室まで通う。

サテライト教室を設置する学校は固定しており、年度によって変更することはない。また、自校に通級対象者がいなくても、他校から通ってくる生徒のために、サテライト教室は現状のまま開設することになる。

サテライト方式による通級による指導を行っている理由として、倉敷市教育委員会は、「生徒や保護者の移動による負担軽減のため」「保護者の送迎が困難な生徒が通級による指導を受けられるようにするため」「移動時間の軽減により学習時間を保障するため」という理由をあげた。

サテライト方式の成果として倉敷市教育委員会は、「生徒や保護者の負担が軽減された」と回答した。東中学校の担当教員は、「保護者の送迎が困難なために通級による指導を受けられなかった生徒が、自分で通えるようになったことで指導を受けられるようになった」と回答した。倉敷市教育委員会と東中学校の回答は、保護者の送迎の負担軽減という点で共通している。

サテライト方式の課題として倉敷市教育委員会は、「各地区の拠点校に通うための時間の負担はある」と回答した。東中学校担当教員は、「週 1 回、同じ教科

の授業を抜けることになるため、抜けた授業の補充」「他校に通うことへの精神的な負担」をあげた。中学校では進学の問題が関わってくるため、抜けた授業の補充をどうするかは重要な課題となる。教員の負担に関しては、サテライト方式による指導が始まったところは、環境が整っていなかったため、教材準備の負担は大きかったが、現在は環境が整備されており、負担を感じることはあまりないとのことであった。

通級による指導全体の課題として倉敷市教育委員会は、「担当教員の専門性が確保できていない」「研修等、教員の専門性を高める機会が少ない」という課題をあげた。その一方で、幼児指導教室も含めて担当教員が拠点校に集まっているため、校内で専門性を高められることが、倉敷市の特色である。

(2) 兵庫県の取り組み

1) 兵庫県の通級による指導等の概要

兵庫県は、面積 8400 ㎢、人口約 548 万人（政令指定都市の神戸市を除くと約 396 万人）である。兵庫県（以下、神戸市を除いたデータである）が設置している通級指導教室の障害種は、LD・ADHD 等、自閉症、言語障害、難聴である。2018 年 5 月 1 日現在、小学校 71 校に LD・ADHD 等通級指導教室を、11 校に自閉症通級指導教室を、8 校に言語障害通級指導教室を、3 校に難聴通級指導教室を設置している。中学校は 55 校に LD・ADHD 等通級指導教室を設置している（兵庫県教育委員会、2018）。通級による指導を受けている児童生徒は、LD・ADHD 等が最も多く 2074 人で、88.9%を占めている（表 4 参照）。兵庫県では、「学校生活支援教員配置事業」により、学校生活支援教員を配置している。学校生活支援教員とは、LD・ADHD 等を対象とした通級担当教員の名称である。学校生活支援教員は、各市町の小学校に 1 名以上、中学校に 1 名が配置されている。

兵庫県は、自校通級が 1,108 人（47.5%）、他校通級が 113 人（4.8%）、巡回指導が 1,113 人で（47.7%）である（表 4 参照）。「特別支援教育資料」（文部科学省、2018）における全国の指導形態の割合（自校通級：53.9%、他校通級：40.0%、巡回指導：6.0%）と比べると、他校通級の割合が非常に低く、巡回指導の割合が非常に高いことがわかる。

兵庫県の巡回指導は、担当教員が児童生徒の在籍校に出向き、その学校に在籍している児童生徒を指導する形態である。サテライト方式とは異なり、対象となるのはすべてその学校に在籍している児童生徒である。担当教員は、所属校（通級設置校）での指導に加えて巡回指導を行う。例えば、午前中は所属校で指導にあたり、午後は巡回指導の対象となる児童生徒が在籍する学校に出向いて指導をするといった勤務形態をとる。

表 3 兵庫県の障害種別による通級指導教室設置校数

	小学校	中学校
LD・ADHD 等	71	55
自閉症	11	0
言語障害	8	0
難聴	3	0
計	93	55

表 4 兵庫県における通級の形態別の児童生徒数

	自校通級	他校通級	巡回指導
LD・ADHD 等	986	31	1,057
自閉症	79	33	39
言語障害	38	46	15
難聴	5	2	2
計	1,108	112	1,113

地理的な状況から、通級設置校からの距離が遠かったり、移動が困難であったりして、旅費の負担が大きくなる地域もある。そうした地域については、中学校の担当教員が小学校の巡回指導を兼ねる場合や、逆に小学校の担当教員が中学校の巡回指導を兼ねる場合もある。

2) 尼崎市の通級による指導の仕組み

尼崎市は、面積 51 ㎢、人口約 45 万人の中核市である。2018 年度は、小学校 4 校に LD・ADHD 等通級指導教室を、1 校に難聴通級指導教室を、中学校 2 校に LD・ADHD 等通級指導教室を設置している（兵庫県教育委員会、2018）。尼崎市では、自校通級と巡回指導の 2 つの形態で通級による指導を行っている。LD・ADHD 等通級指導教室で指導を受けている小学生は自校通級が 41 人、巡回指導が 12 人、中学生は自校通級が 4 人、巡回指導が 8 人である。担当教員は小学校 4 人、中学校 2 人で、全員が所属校での指導（自校通級）と巡回指導の両方を行っている。通級の学区は明確には決めておらず、物理的にも時間的にも条件の合う学校の担当教員が巡回先に赴く。現在は通級による指導を希望する児童生徒の増加から、1 回の指導で複数の児童生徒を指導する場合もある。

巡回指導を行うことで、「児童生徒の移動などの負担が軽減された」「学校での様子や課題が明確になる」といった成果があげられている。併せて、在籍校の特別支援教育への理解の促進にも効果が感じられる。しかし、巡回を行えば行くほど所属校の出張旅費がかさみ経費の負担が増す、教員の移動負担の増加や学習環境の確保の難しさなどの課題も明らかになっている。

尼崎市では、LD・ADHD 等を対象とした教育支援員を配置している。教育支援員は、教員免許又は臨床心理士の資格を持っている者となっている。基本的には、授業の中で児童生徒の困り感に寄り添った支援を行う。教育支援員の対応では難しい場合に、通級指導

教室での支援が考えられる。尼崎市全体で教育支援員に 23 人を採用し、通級指導教室が開設されていない学校に配置している。通級指導教室が開設されていないすべての小・中学校に教育支援員を配置するため、勤務日を割り振り、1 人の教育支援員が 2 校の学校に勤務するようにしている。

3) 兵庫県 の 成果 と 課題

巡回指導を実施することで、通級指導教室を設置していない小・中学校においても通級による指導を受けることが可能になること、ニーズのある児童生徒が学習環境を変えずに通級による指導を受けられることが成果としてあげられた。また、巡回指導を行うことで、管理職や担任に通級による指導に関する理解、障害特性の理解、指導方法の改善、特別支援教育の体制づくりや連携の質が高まったことがあげられた。

巡回指導の課題は、「教員の負担の大きさ」「専門性の向上」「専門性の維持」「人員の確保」があげられた。巡回指導は、担当教員が教材を持参して巡回校で指導する。教材を準備して持参して、また所属校に帰ってくることを繰り返さなければならない。そのため、教材を管理したり、運搬したりする負担が大きい。また、一人配置が多いため、通級指導教室の教育課程に始まり、指導方法、教材開発など、一から学ばなければならず、この負担感も非常に大きい。専門性を向上するための研修機会はあるものの、多くは担当教員の自費による研修会への参加や書籍の購入により支えられている。また、専門性のある担当教員が育っても、人事異動や退職のために、専門性が引き継がれないこともあり、専門性の維持の課題もあがっている。

(3) 長野県 の 取り組み

1) 長野県 の 通級 による 指導 等 の 概要

長野県は、面積は 13560 km²、人口は約 210 万人である。「学校基本調査」(文部科学省, 2018)と「特別支援教育資料(平成 29 年度)」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2018)から算出したところ、長野県の小学生で通級による指導を受けている児童の割合は 1.07%、中学生は 0.07%である。これは、わが国の小学生の通級の割合の 1.50%、中学生の 0.36%のいずれも下回る値である。

長野県が開設している通級指導教室の障害種は、LD 等と言語障害である。LD 等の中には、ADHD と自閉症も含まれる。2018 年 5 月 1 日現在、小学校 38 校に言語障害通級指導教室を 46 教室、30 校に LD 等通級指導教室を 40 教室、中学校 10 校に LD 等通級指導教室を 10 教室設置している。通級による指導対象児童生徒数は、小学校と中学校の合計で、言語障害が 679 人、LD 等が 645 人である。言語障害と LD 等の他に、弱視と難聴を対象にした通級指導教室もあるが、県立特別支援学校の教員が指導を行っている。

2) 上田市 と 東御市 の 市 を 超 えた サテライト 型 指導

上田市は、面積 552 km²、人口約 16 万人で、長野県内では長野市、松本市に次ぐ 3 番目の規模の都市である。上田市の通級指導教室の障害種は、LD 等と言語障害である。通級による指導を受けている児童生徒は、小学校が 84 人、中学校が 11 人である。指導形態は、自校通級、他校通級、サテライト型(兼務校と他校の児童生徒を対象)である。上田市の特徴として、通級指導教室設置校に教員を複数配置していることがあげられる。設置校数は減ってしまうものの、専門性の継承や情報共有、研修効果の面で効果をあげている。

東御市は、長野県東部に位置し、面積は 112 km²、人口は約 3 万人で、上田市に隣接している。東御市の通級指導教室は、LD 等通級指導教室が小学校に 1 教室、中学校に 1 教室あり、言語障害が小学校にサテライト型の形態で 1 教室ある。中学校の LD 等通級指導教室の教員は市費の講師が担当しており、市独自の予算で開設している。

東御市は言語障害通級指導教室の開設を以前より県に要請していたが、市単独での設置には至らないままの状態であった。2018 年度、上田市立北小学校の言語障害通級指導教室の担当教員が週 1 日、東御市の通級指導教室を兼務するかたちで県からの兼務発令が出たため、通級による指導が開始された。兼務発令での服務であるため、出張の手続きもなく出張旅費等の経費負担の問題も解消したものの、教材費や通級担当者の仕事場所などの確保にまだ課題は残る。

指導は、東御市立田中小学校と隣接する東御市中間教室の建物(東御市所有で児童クラブも一部を使用)の 1 室で行われている。巡回指導を開始するに当たって、部屋を整備し、玄関を児童クラブと分けて設置するなどの改修をした。現在、担当教員は通級による指導以外の時間を利用して兼務校と兼務校以外の自閉症の児童の教育相談も行っている。2019 年度には、教育相談の児童 4 人を対象として、LD 等の通級指導教室が開設できるように手続きを進めているところである。

市を超えて兼務発令をした上田市と東御市とのサテライト型の指導においては、成果として「児童の移動の負担が大きく軽減された」「兼務校での通級指導教室の理解が深まった」「学校での様子が把握でき、担任との連携も図ることができる」「教員の勤務条件が明確になった」があげられた。それに対して課題は、「週 1 日に限定されてしまうため、都合が合わない児童は通うことができない」「教材費が準備されていない」「個別の指導はできるものの、集団での指導ができない」があげられた。

IV. 考察

本研究では、岡山県、兵庫県、長野県の 3 県を調査

したが、障害種別の通級指導教室の名称や通級指導教室の配置の在り方など、通級による指導のシステムは、自治体によって多様であった。しかし、これらの3県はいずれも、必要とする児童生徒に見合うだけの通級指導教室の新設や増設が難しい状況のなか、地域のもつさまざまな要因を考慮しながら、「生徒や保護者の移動による負担軽減のため」「保護者の送迎が困難な生徒が通級による指導を受けられるようにするため」の仕組み作りに取り組んでいた。

岡山市や倉敷市の中学校の情緒障害通級指導教室で行われているサテライト教室は上記の課題を解決するための有効な方策の一つといえる。同じくサテライト方式を取り入れている静岡県調査から大塚・村上(2016)は、サテライト方式の成果として最も効果が認められたのが「児童生徒、保護者の移動にかかる負担」の軽減であると指摘している。岡山市や倉敷市でも同様に「児童生徒、保護者の移動にかかる負担の軽減」をサテライト方式の成果としてあげている。サテライト方式は、担当教員がサテライト先に出向くため、サテライト校に在籍する児童生徒は送迎が不要となり、他校から通う児童生徒にとっても移動距離の短縮が期待できる。さらに、岡山市や倉敷市のように、拠点校から市内の各地区に設置したサテライト教室に担当教員を派遣する方式は、同じ市内での地域格差をできるだけ小さくするという利点をもつ。また、担当教員を拠点校に集中させることにより、担当者の養成や業務の引き継ぎなどの点でも有効な仕組みであるといえよう。

一方、兵庫県は巡回指導が通級対象児童生徒の47.7%を占め、他校通級はわずか4.8%であり、その特色は巡回指導にあるといえる。今回調査を実施した尼崎市では他校から通級して指導を受けている児童生徒はおらず、自校通級と巡回指導のみであった。巡回指導の成果として兵庫県は、「児童生徒、保護者の移動にかかる負担の軽減」をあげている。巡回指導は、担当教員が児童生徒の在籍校に出向いて指導を行うため、児童生徒は移動が不要であり、送迎の難しさから通級による指導を受けられない児童生徒のニーズに応えることにもつながる。サテライト方式も、担当教員が出向くことで自校通級の児童生徒が増えるが、他校通級がまったくなくなるわけではない。そのため、倉敷市は「各地区のサテライト教室に通うための時間の負担はある」という課題をあげている。したがって、巡回指導は児童生徒の通学の利便性の点で最も効果的な方法であるといえる。国立特別支援教育総合研究所の報告(2016)でも、巡回による指導が、通級指導教室の設置数が十分でなくても児童生徒が通級による指導を受けられる一つの仕組みであると指摘している。加えて、巡回による指導は、担当教員が児童生徒の在籍学級の担任と密な連携を取ることができることや、

在籍校教職員への理解啓発の促進など多くのメリットがあることを報告している。

その一方で、巡回指導は地域によっては移動距離に多くの時間を要することや、教員の負担が大きいという課題がある。移動に時間がかかる場合は、担当教員が1日に指導できる人数が少なくなり、児童生徒の入級が制限されたり、隔週での指導になったりする課題も指摘されている。

今回、訪問調査を実施した自治体のなかで、倉敷市と尼崎市はどちらも中核市であり、人口が約48万人と約45万人でほぼ同様である。しかし、倉敷市はサテライト方式、尼崎市は巡回指導にその特色があり、両市の通級による指導のシステムは対照的ともいえる。倉敷市でLD等の発達障害の児童生徒で通級による指導を受けている小学生は551人、中学生は46人である。それに対して、尼崎市におけるLD等で通級による指導を受けている小学生が53人、中学生は12人である。倉敷市において発達障害の生徒を対象にサテライト方式をとっているのは中学校だけなので、この対象児童生徒数の差をサテライト方式と巡回指導の違いとしてみることはできない。尼崎市の担当教員が小・中学校合わせて6人であるのに対して、倉敷市の担当教員数は言語障害と情緒障害を合わせると小・中学校で40人にもなる。倉敷市はそれだけ数の担当教員を市内の各地区にバランスよく配置し、効率的な通級のシステムを構築しているといえる。一方で、尼崎市は担当教員が巡回することで、対象となる児童生徒はすべて在籍校で指導を受けることができる手厚いシステムであるといえる。倉敷市の面積は355km²であるのに対し、尼崎市は51km²であり、巡回指導が可能な地理的条件を備えているということもできる。また、尼崎市にあるのはLD・ADHD等通級指導教室であり、自閉症を対象とした通級指導教室は設置されていない。小・中学校における自閉症の児童生徒の教育は通級指導教室よりも、教育支援員の支援を受けながら通常の学級で行うか、あるいは自閉症・情緒障害特別支援学級で行うというのが基本的な方向性になっているのではないかと推測される。以上のように、発達障害のある児童生徒の通級による指導のシステムを考えるうえで、それぞれの地域の人口や地理的な条件に加え、療育や福祉の資源も含めて、通級指導教室が地域のスクールクラスターのなかでどのように位置づけられているかといった視点から、発達障害のある児童生徒に対する支援システムを俯瞰する必要があると思われる。

ところで、長野県はこれまで特別支援学級の整備に力を入れてきており、その在籍率は全国平均に比べて高いが、通級指導教室の設置率は低いままであった。そのため、長野県では、通級による指導が必要なすべての児童生徒が通級指導教室を利用できるようにするため、巡回指導やサテライト型指導等を含めた効果的

な通級指導教室の運用を進めることを目指している（長野県教育委員会，2018）。しかしながら，長野県は小規模な市町村や中山間地などで，児童生徒の人数が設置相当数に満たないため，通級指導教室を設置したくてもできない市町村がある。今回の調査で訪問した上田市と東御市の市を越えたサテライト型の指導は，同じような状況にある自治体のモデルとなる取り組みといえよう。

国立特別支援教育総合研究所の調査（2016）では回答のあった約3分の1の自治体が通級指導教室を設置しておらず，そのうちの約6割は「必要だが現在は設置していない」と回答しており，その理由として「児童生徒の人数が設置相当数に満たない」を未設置の理由としてあげている。今後も少子化が進むことを考えると，「設置相当数に満たない」という状況が簡単に解消されるとは考えにくい。そうしたときに，それを巡回指導で解決するのか，あるいはサテライト方式を活用するのか，さらには市町村を越えた兼務発令でそれを行うのかといったことを判断するうえで，上田市と東御市の連携した取り組みは参考になるであろう。

謝辞

調査に協力くださった岡山県，岡山市，倉敷市，兵庫県，尼崎市，長野県，上田市，東御市の各教育委員会及び倉敷市立東中学校の皆様へ感謝申し上げます。

文献

兵庫県教育委員会（2017）平成29年度兵庫の特別支援教育.兵庫県教育委員会. www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/kounaikenshuu/hyogonotokubetsusien/H30tokubetsuennkyoiku.pdf（2019年1月8日閲覧）

兵庫県教育委員会（2018）平成30年度通級指導教室一覧.兵庫県教育委員会. <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/tuukyuu/H30tukyu.pdf>（2019年1月8日閲覧）

国立特別支援教育総合研究所（2013）インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究－具体的な配慮と運用に関する参考事例－. 国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所（2016）発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究－通級による指導等に関する調査をもとに－. 国立特別支援教育総合研究所.

倉敷市教育委員会（2018）小・中学校の通級指導教室・院内学級. <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/14751/h30小・中学校の通級指導教室・院内学級.pdf>（2019年1月6日閲覧）.

文部科学省（2018）学校基本調査. 文部科学省. <http://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001021812&second2=1>（2019年1月6日閲覧）.

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2007）特別支援教育資料（平成18年度）. 文部科学省. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/013/022.htm（2019年1月6日閲覧）.

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2018）特別支援教育資料（平成29年度）. 文部科学省. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/06/27/1406445_001.pdf（2019年1月8日閲覧）.

長野県教育委員会（2018）第2次長野県特別支援教育推進計画.長野県教育委員会. <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/tokubetsushien/documents/2keikaku.pdf>（2019年1月8日閲覧）

岡山県教育委員会（2018）平成30年度岡山県の特別支援教育. 岡山県教育委員会, http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/527946_4084401_misc.pdf（2019年1月6日閲覧）.

岡山市教育委員会（2018）特別支援教育の推進. 岡山市教育委員会. www.city.okayama.jp/kyoiku/shidou/shidou_00007.html（2019年1月6日閲覧）

大塚 玲・村上和穂（2016）静岡県におけるサテライト方式の通級による指導の現状と課題. 静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇），66，13-25.

大塚 玲・大川純子・清水直子・石川 誠（2017）発達障害児を対象としたサテライト方式の通級による指導の取り組み. 静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要，26，217-225.

杉瀬康仁・川崎聡大（2014）富山県の通級指導教室の現状と課題. とやま発達福祉学年報，5，21-24.

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. 文部科学省. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm（2019年1月6日閲覧）.

付記

本研究は，科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号：26381318，研究代表者：大塚玲）の助成を受けました。